

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 令和2年7月8日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 千葉地方・家庭裁判所新館大会議室
- 3 出席者  
(委員) 大石聡子，梶原祐理子，加瀬博夫，神村昌通，菊池則明，佐藤照子，曾根田満，高橋讓，八島由幸

(五十音順，敬称略)

(オブザーバー)

河野郁江首席家庭裁判所調査官，福本修家事首席書記官，丸山和子少年首席書記官，前川直樹少年訟廷管理官，鹿見順子事務局長，小林徹事務局次長，高橋聡子会計課長，鎌崎雅子総務課長，上田薫総務課課長補佐

### 4 テーマ

新型コロナウイルス感染症への対応

### 5 議事等

#### (1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（加瀬博夫委員，神村昌通委員，中村敏行委員）について，鎌崎総務課長から紹介された。

#### (2) 前回の委員会における意見についての経過報告

鎌崎総務課長から，前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

#### (3) 意見交換等

##### ア テーマについて

オブザーバーから，本日のテーマのポイント（①司法サービスの提供，裁判手続の迅速な実施と感染拡大防止のための措置のバランス，②裁判所における業務態勢の情報発信の在り方）を示した上で，感染状況を振り返

りながら、時系列順に裁判所の感染症対策について説明がされた。

イ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■委員長

御説明をさせていただいたとおり、裁判所が果たすべき裁判を行うという司法機能を必要最低限度維持しつつ、新型コロナウイルスの感染拡大の防止要請にも応えなければならないという、相反するものがありました関係で、今後どのように業務を縮小し、続けていくのかという点では迷いもあったところでございます。

また、感染防止の措置が十分であったのか、もちろん裁判所としては十分だと思っ  
てやってきたのですが、第三者から見た場合に必ずしもそうではないという御意見もあろうかと思  
います。

さらに、緊急事態宣言が解除になる少し前から、どのように業務を再開していくかという議論を裁判所内部で行ってきており、それは今も継続しているわけですが、この業務の拡大の在り方あるいは継続の在り方についての御意見もあろうかと思  
います。

各方面の立場から御覧いただいておりますので、どうぞ遠慮なく御発言をいただきたいと思  
います。また、質問などもございましたら遠慮なくしていただければと思  
っております。

●委員

質問なのですが、先程のオブザーバーの説明に出ました、いわゆるBCP（業務継続計画）があるということで、裁判所のホームページによりますと昨年2月の地裁委員会でBCPがテーマにされているようです。その議事録によると、地震や台風といった災害時のBCPのお話はしていたようですが、感染症のBCPについては議論していらっ  
しゃらないようで、感染症のBCPを千葉の地家裁共通で作っていらっ  
しゃるのか、又、公開されているのか、まず教えていただけますでしょうか。

■委員長

私の知る限りで申し上げますけれども、新型コロナウイルスに対応するものとし

てBCPを作っていたわけではなくて、御指摘にある自然災害に当たったのBCPと、新型インフルエンザのBCPが存在しておりました。それを公開しているのかどうかは、私の理解が及んでいないのですけれども、少なくともその新型インフルエンザのBCPをここでは念頭において発表させていただいたということでございます。

ですので、今回のようにこれだけ長期に渡って業務縮小をすることを念頭においてBCPはなく、その意味では、業務を縮小する時点で、家庭裁判所としてどのようにすべきかということを考えてということでございます。

#### ●委員

ありがとうございました。

弁護士会にも御説明はいただいております、新型インフルエンザのBCPは最高裁のものは見たことがありますので、御説明いただいたとおり、千葉でも同様のBCPを作られているということが分かりました。

その上で意見なのですが、まさしくおっしゃったとおり新型インフルエンザ対策のBCPは長期に渡ることを想定したものではないと思います。今後のことを考えると、業務の縮小幅については、4月や5月のような形ではなく、もう少し業務は実施していただきたいと、我々弁護士会のほうでは思っております。

特に、家庭裁判所の調停では難しいところではあるのですが、少しオブザーバーの説明でもありました電話会議を使った柔軟な対応を是非とも推進していただきたいと思います。御存じのとおり、地方裁判所ではIT化に向けて、今、進んでおります、一方、家庭裁判所でIT化のお話は出ていないとは思いますが、高齢の方も多い家事手続のことを思いますと、オンラインのテレビ電話会議システムといったソフトを使いこなすのはすぐには厳しいのではないかと、私は思っています。電話会議システムであれば、比較的高齢の方でも、代理人がついていなくても使い易いと思いますので、こちらは是非充実させていただきたいと思っております。

#### ■委員長

ありがとうございます。

電話会議システムは非常に有用なものであるのですが、電話会議の回線は特別なものを使わなければならないということがありまして、設備面でどうしても不足が生じているという実態がございます。そこで、その点を補う意味で、通常の電話回線を用いるハンズフリーフォンの導入に向けて積極的に動いています。

●委員

回線の限界も存じ上げておりますので、予算的な措置を含めて、是非早急に対応していただきたいと強く要望いたします。

●委員

質問なのですが、今回、大変迅速にいろいろな対応を家庭裁判所でとられたようですが、こうした対応に関して、利用する側から、要求や不満といったものはあったのかどうかをお聞かせいただければと思います。

■委員長

後程、担当部署から補足いたしますが、私が聞いている限りでは、例えば、業務縮小に当たって調停事件の期日を取り消したということがございました。当時の状況からすると、かなり感染が広がって新規感染者の人数が増えており、また医療崩壊ということも言われていた関係もあって、期日の取消しをした際に、しょうがないという反応が多かったと聞いております。ただ、一部、自分の事件はやってほしいとおっしゃられた調停事件の当事者もおられたと聞いております。

少年事件につきましては、身柄の事件は継続して行っておりました。在宅の少年の事件につきましては、期日を取り消したわけですがけれども、あまり異論は出なかったといえますか、それ程、抵抗感はなかったと聞いております。

▲オブザーバー

包括的には、今、委員長が述べたとおりでございます。

大部分の当事者の方は、もうこの事態では仕方がないという、あきらめに近いような反応が大多数であったと聞いております。

ただ、細かく申し上げますと、やはり婚姻費用分担請求事件や養育費の請求事件等、経済面での申立てをされている方については、強く反対はしていないけれども、今後の見通しについて聞かれる当事者の方が多かったと聞いております。

業務の縮小についても、基本的には窓口に来られる方が多かったですから、基本的に裁判所は業務を縮小しておりますと電話で御案内申し上げてもやはり来られる方が非常に多かったので、窓口としては、そう苦情めいたものはなかったと聞いております。

#### ▲オブザーバー

少年部は、先程、委員長からもお話がありましたけれども、身柄事件は継続して期日をつけておりましたが、在宅事件は相当数、期日を取り消しました。郵便で期日取消しの通知を送る際は、可能な限り事前に電話でお話をさせていただいたのですが、コロナの関係で取り消す旨を説明いたしますと、大多数の方は御納得いただきました。

ただ、保護者の中には、学校が始まると学校を休みづらくなるということで、なるべく休校中に実施していただけないかというようなことを御要望としておっしゃられる方もいらっしゃいました。もっとも、取消し自体には御納得いただきまして、緊急事態宣言解除後に順次業務を再開し期日を指定していく中で、特段、苦情もございませんでした。

#### ●委員

私は県の新型コロナ対策チームの事務局をしております、その立場から少し申し上げたいと思いますが、早いうちから様々な感染拡大防止対策をしていただき、大変ありがたいと思っております。感謝いたします。

今日、資料として配られておりましたものの中で、新規感染者数等の動向を示す資料がございまして、これを見ますと、千葉県の前7日間の平均での新規感染者数が6月18日時点で1.0ということでありました。このときは、毎日の新規感染の発生が少ない時期ではありました。

御存じだと思いますけれども、先週7月1日からの感染者数を申し上げますと、7人、11人、9人、16人、7人、9人、11人でございます。昨日までの1週間で70名ということ。1日平均10人ということで、実はこの資料に書いてあります外出自粛等の再要請の目安というところに、今、たどり着いている状況でございます。

ただ、ここ一、二週間は1週間の感染者数が倍増したりする、つまり、1週間で倍増、その前は1週間で3倍になっているところでございます。その中で、ここ数日は16人、7人、9人、11人と推移しているの、これがピークなのか、それともちょっと足踏みしているだけでまた急に伸びてくるのか、油断を許さない状況になっております。

そういうことでございますので、私のほうといたしましては、各事業者の方々に引き続き、警戒といいますか、基本的な対策を取っていただくようお願いをしていくということになりますので、これからもよろしくお願いたします。

#### ■委員長

ありがとうございます。

もし、可能でしたら、千葉県内の事業所だとか、あるいは公共機関などにおいて感染予防対策等について、良い点、悪い点、もしお気づきのところがありましたら、例えばこういうふうにしたほうがいいですとか、あるいはこういう点はとてもいいことですか、御感想をおっしゃっていただけませんかでしょうか。

#### ●委員

チームには感染症のドクターもいるのですけれども、私はその専門家でないものですから、細かなところについては良いとか悪いとか申し上げかねますけれども、千葉家庭裁判所での措置につきまして、基本的な取組をしていただいているということであろうかと思えます。

#### ■委員長

ありがとうございます。

## ●委員

先程、委員から電話を使った調停といったものも今後は是非工夫してみてもというお話がありましたけれども、私も調停委員として実際に調停をしながら、ここ最近、本当によろやく始まったばかりですけれども、電話をもっと活用していけたらなど、思っております。

具体的には、例えば、最近、代理人をつけられる当事者の方が多いですけれども、こういったコロナの中で、できるだけ風通しが良くて、あまり大きくない部屋を調停室とすると、その中に、調停委員が2人、当事者御本人が1人、それ以外に代理人が1人か2人入るとなると、人数的には4、5人が狭い部屋で長い間、調停を行うことになり、まさに密の状態であるということが過去しばしばあり、今後も出てくると思います。ですが、電話を使ってそういう状態を少しでも回避できないかと考えますと、例えば、代理人がついている場合に、代理人の事務所のテレビなり電話につなぐことができれば、わざわざ裁判所に来ていただくなくても、その弁護士事務所に当事者が出向いて、弁護士事務所と裁判所とを結んで遠隔でやり取りをできるようになるので、そういった心配事が軽減できると思っています。個人が持っているスマートフォンで調停をすることはなかなか難しいかもしれませんが、アテンドをきちんと行うことができるのであれば、密を回避する一つの方法かなという気はいたします。

もう一つは、今年の春に調停委員として入られた方が、こういった状況の中でなかなか研修も思うようにままならない。最近では、もう六十四、五歳で調停委員になる方がおられるのですが、在任期間が非常に短い中で、やはり入ったときの当初の研修は非常に大事なんです。ところが、集まらない、研修ができない、ということで、もう日にちがずっと過ぎて半年、非常にこの期間がもどかしいといいたまいますか。

そういったとき、例えば調停委員として新しく入ってこられた方への研修だとか、新しく入ってこられた方以外もそうですけれども、例えば今、Z o o mを使ってい

ろいろな研修をやる。これは別に守秘義務は関係ないわけですから、できるだけそういうツールを使って、いわゆる勉強会をやるですとか、わざわざ裁判所に一同に会して、いわゆる講義形式で実施しなくても十分、調停に対する資質や能力の向上を図れるような方法を工夫していく余地が十分あるのではないかと考えています。

#### ■委員長

とても新しい視点からの御提言をいただきましてありがとうございます。本当に良い意見であると、実現できたらいいなと思います。

#### ●委員

感染の状況に合わせて適切な御対応を重ねて、非常に御立派でいらしたと思って伺っておりました。

私自身の認識が間違っている部分もあるかもしれないのですが、家庭裁判所の存在感を示すことや、家庭裁判所に接触してもらおうということが重要なことだと認識しておりまして、そうだとすると、今回のことでヒントになることがないのかなと感じている次第です。

今程、委員のほうから遠隔でというようなお話もありましたけれども、コロナによって、そういうことが進化していくのであれば、情報発信は非常に効果があるように感じます。また、手続のために裁判所においでになる方が平常時より多かったということが、私としてはとても不思議というか、平素お忙しい方がお出でになったのかもしれないのですが、あとは、聞き違いかもしれませんが、問合せも多かったということで、関心はあったけれど接触していなかった方が接触してきたということだとすると、今後、接触が増えることがなにかの指標であるとお考えであるのならば、接触を増やすためのヒントとなる場合もあるのではないかなと思いました。

ただ、今回につきましては、態勢が整わない中でお困りになった部分が多かったのではないかというふうに承っております。

それから、別のこととして、ニュース等で緊急事態宣言下では児童虐待やDVが



心配であるというようなことが、大分、報道されていたかと思うのですが、なにがしか、それに紐付いた動きをお感じになられたりですとか、あるいは皆様方のほうで、なにがしか発信をされたというようなことがおありでしたら、教えていただきたいと思います。

#### ■委員長

緊急事態宣言下でも来庁者が減らなかったこと、問合せの電話も減らなかったことは事実でございます。

理由は幾つか考えられるかとは思いますが、在宅になったということで、自分の抱えている法律問題について検討する時間が増えて、それであればちょっと裁判所に相談に行ってみようか、あるいは電話で相談してみようかとお考えになられた方が比較的多かったのかなと分析をしているところであります。

在宅勤務になってどうしても家の中で家庭内の軋轢が現実には生じてしまってDVに発展するということの報道があって、裁判所としては、もちろんDVの申立てが地方裁判所であれば事件として受付をしてすぐに手続を進めるというふうになっていますが、それを何か積極的に発信まではできていなかったように思います。それについて何か、委員のほうから御示唆がありますでしょうか。

#### ●委員

示唆というようなことはないのですが、皆様が受けたお問合せから、DVが心配な状況だと実際にお感じになったのであれば、DVの手続相談を家庭裁判所で受けていると情報発信すれば、家庭裁判所があることがすごく安心だと県民の方や住民の方にも認識が深まるかなと思ったもので、お尋ねしてみました。

#### ■委員長

どうでしょうか。相談や電話の問合せの中に、そういうDVの関係のものはありましたでしょうか。

#### ▲オブザーバー

正確な統計を取っていないので、あくまで窓口担当者の感想や後から見た振り返り

の結果を申し上げます。

問合せでやはり多いのは、離婚した御夫婦の間の子どもの戸籍を移動したい、子の氏変更の申立てというのですけれども、これですとか、あと相続放棄の申述の申立てをしたいという方、こういう方の相談が日頃からも多くございます。やはり日頃から多い上に、さらに御自宅にいるようになって問合せのタイミングを得られたということで、電話による相談はかなり多かったというふうに聞いております。窓口に来られる方も、やはり子の氏変更の申立てと相続放棄が多かったです。

あとは、調停の申立てや、DVの関係での問合せはそれ程多くはなかったですし、後から見た統計の数字からいいますと、調停の申立ては減っていました。

減らなかったのは相続放棄と子の氏変更という傾向が見られたという状況でございます。

やはり相続放棄は自分が相続人となったときから3か月以内にしなければならないという民法上の決まりがございますので、どうしても皆さんお急ぎになられます。それも、申立てを郵送でできると御案内するのですけれども、やはり行きますということで御兄弟とか御一族、そろって来られる方もおられましたので、来庁者の数を減らしたいなという思いは裁判所としてはあったのですけれども、お越しにならないでくださいとはやはり申し上げられない立場ですので、そこはもう対応していたという状況でございます。

#### ■委員長

最初のところで委員から千葉のBCPについての御発言があって、少し正確に申し上げることが必要だと思いますので、今、持っている情報をお伝えしたいと思います。千葉のインフルエンザのBCPですけれども、それは、千葉地家裁として一体として作っている、というのが正確な表現です。一体として作られてはいるのですけれども、継続業務や第一順位、第二順位の業務については、地裁と家裁で別々に作成をしているということになっています。ですので、一体として作ってはいるのですけれども、継続業務の内容については、それぞれ別々に作って別表としてお

り、公表はされていないものでございます。

それでは、引き続き御意見を頂戴したいと思えます。どういう視点からでも結構ですので、御意見を頂戴できればありがたいと思えます。

●委員

これだけ迅速かつ緻密に対応しておられるので、付け加えることはないのでありまして、私も検察庁という組織におりますので、そこでこんなことやっていますということを、少し、もし参考になるならばということで御紹介したいと思えます。

私共も狭い空間で事情聴取をすることがありまして、その関係で大変気を遣う必要があるのですけれども、相手の方がマスクをしてこなくても、こちら側からマスクを提供して付けていただくとか、消毒を頻繁に繰り返すとか、そういうことはしております。それから、体温の測定をしております、ただこれも全員にするというのではなくて、やはり相手の方の様子などでやるということにしています。道具としては、非接触型の体温計と、それから、これは間もなく配備されるのですが、入口のところにサーモカメラを今後、設置する予定でございまして。

あと、やはり感染者が検察庁の中で発生してしまったときにどうするかがポイントだと思っております、いろいろとシミュレーションしているのですけれども、結局のところ、柔軟かつ迅速に対応できるように意思決定の速度を早くできるように備えています。抽象的で申し訳ありませんが、そのようなことをしていると紹介させていただきます。

●委員

委員に質問をさせていただきたいのですけれども、被疑者の取調べのときに、例えば衝立を入れるですとか、ビニールシートを張るですとか、そのようなことはあるのでしょうか。

●委員

そのようなことをしてはおりますが、全ての場合ではなく、その割合はそれほど高くないという御答えになるのでしょうか。ビニールシートを下げるパターンと、ア

クリル板を使って机の上に立てるパターンと、今、試行中でありまして、事情聴取する取調室等にそれを設置することにしておりますが、なかなか録音・録画をするとか、部屋が狭いためビニールシートを上から垂らすと逆に空気の循環が悪くなって、相手によって窓を開けるといいうわけにもいきませんので、かえって感染のリスクが高まるのではないかですとか、そういう問題もあって、さらにアクリル板ですと場合によっては危機管理上の問題があることもありまして、この辺は検察庁の中でも部屋の大きさ等いろいろなことを考慮しながら試行錯誤の状況でございます。

#### ■委員長

アクリル板のお話が出ましたが、裁判所も衝立をどうするかという点では問題意識を持っております。アクリル板はそれなりの費用がかかることもあって、なかなかそこまでの予算を取ることが難しく、先程、オブザーバーの説明の際に御覧いただいた段ボール製の衝立仕切を、今、設置しています。とても費用が安くて、安全です。調停の場合も場合によっては危機管理上注意を要する場合がありますので、そういう意味でも良いのですけれど、窓の部分にやや透明感がないので、その意味では少し話しづらいかなと思ったりもしています。

#### ●委員

先程、オブザーバーからお話を伺って、今日、ここに来てよかったなと思えました。それは、やはり私もずっと自宅で自粛していたので、新聞やニュースでDVや虐待が増えたといった情報が入ってくると、自分自身が今、担当している当事者の方の顔とかを思い浮かべたりして、とても心配していました。でも、6月から再開しまして、当事者の方が調停室に入ってきたとき、コロナで生活環境が変化した中で元気なお姿でお会いできて本当によかったなと、どの方にもそう思いました。

3月のときは、先程オブザーバーからマスクの着用などの感染防止対策についていろいろな御説明がありましたが、当時は「マスクは？」と尋ねますと、「いや、自分はいいんです、着けなくても。」という感じで、マスクを着用しない方がいらっやいました。でも6月に再開したときは、皆さん、きちんとマスクをされて、

「手指の消毒よろしかったらお願いします。」と言うと、「はい、ありがとうございます。」と、そして「調停が長くなって本当にごめんなさいね。心配しましたね。」と言って始まる時は、「いやいや、こちらこそ。」とおっしゃっていただき、基本的な感染防止対策が浸透しており、また、裁判所の対応についても理解していただいていると感じております。調停室等にも基本的な感染防止対策についていろいろ掲示されていますし、そういう意味ではすごく世の中の動きもあったと思います。3月からこう変わってきて、やはり当事者の方にはすごく浸透していったのではないかなと、6月に再開してそのように感じています。自分の担当していた調停で4月、5月の期日が取消しになったものが、ほぼ6月から7月にかけてほとんど期日が入ったので、どんなにか書記官等も大変だったろうなということを改めて思う次第です。本当に皆さんが、元気で来られたっていうことに対して、私は今まで調停委員として感じたことがない思いを当事者に感じながら、6月からスタートできたというのが自分の思いです。

あとは、少年友の会のことなのですが、なかなか少年友の会の活動はできないのですが、やはりあくまでも友の会は裁判所のサポートとしての活動ですので、少年の教育的措置ができるまでこの状況がどうなるか分からない、そのため、できるために今、どうしたらいいかということを考えなきゃいけないんですね。だから、今、何もできませんではなくて、裁判所と少年と友の会だけではなくて、少年がお世話になる第三者機関、そういう連携の機関がありますので、少年がお世話になる農場に行くとか、老人ホームに行くとか、こういうときに、コロナでできません、で終わりではなくて、今、どういう状況なのでできないんですということを、私が個人としてお手紙を出したりとか、それからメールでお知らせをしたりというだけではなく、少年部の方が、成田農場がどういうふうになっているんだろうかとすごく心配してくださったんです。ですので、私たちもやはり行っていいかどうか、こういう状況だったので現場に行くということを少しためらっていたのですけれども、やはりもう、そろそろいいのではないかとということで、7月2日に実際に成田の農

場長にお会いして、「今、こういう状態です。でも、子ども達がお世話なるときはどうぞよろしく。」というお話をいろいろしましたら、「1週間前に言ってくだされば、いつでも対応できるような準備を自分たちはしていくので、そちらはそちらで頑張ってください。」というような御意見を伺って、社会的距離は保たなければいけないのですが、やはりこういうコロナだからこそ、人と人との良い距離をきちんと作っていくことが次につながることはないかなと思いました。また、少年の健全な育成のために友の会の活動、まだ今は十分ではないのですが、そのための準備として、心の問題ですとか、私たちみんな年を取っていますので、やはり健康でいなければいけませんので、自分たちがかからない、うつさないようにするなどの健康管理等は日頃からしっかりと行っていかなければいけないと思います。

#### ●委員

先程、千葉県状況をお聞かせいただいて、再度また緊急事態宣言が出ないとも限らない、第二波、第三波と言われているとおり、今後も続くと思いますので、それに備えて意見を申し上げます。

まず、1点目なのですが、緊急事態宣言が出る、もしくは県のほうからのそういった自粛要請が出るという状況に備えて、再度、BCPを見直していただきたい。家事事件について、期日指定取消の対象外になっている緊急性のあるものということで、先程、委員長からも御紹介があった件なのですが、そこに経済的側面が絡むものもなるべく入れていただきたい。先程、オブザーバーの御説明にあったとおり、やはり養育費や婚姻費用に関しては、本当に生活に直結していますので、通常の調停でも調停委員も非常に意識して迅速にと心がけているものです。これが2か月、3か月先まで決まらないとなると、相当厳しいと思います。もちろん事件にもよりますし、代理人がついていればいざ知らず、ついていないときには仮処分もできないと、そういったことも考えておりますので、これを入れてほしいというのが第一義的な意見ではあるのですが、無理であれば幾つか絞ってでも本当に困窮している養育費や婚姻費用の調停事件又は審判事件については、是非期日指定取消しの対象

外にしていきたい。

2点目なのですが、期日の一律取消しは、特に調停については、慎重にしていきたいという意見です。やはり家庭裁判所は特に総合的な解決ということで、調停を重視されてはいるのですけれども、3か月も空いてしまうということに関して言うと、やはり調停に対する期待感はしぼめます。そんなにかかって解決できないのかというふうにあきらめてしまわれる方がいるのは本当に残念なことです。家庭裁判所の役割を果たすという意味で、期日の一律取消しではなく、先程にも出ていました電話会議ですとか、あとは代理人がついていけばまた別の形ですとか、そういう工夫をして一律の取消しがないように第二波に備えて検討していきたいと思っています。

3点目です。窓口の大変さは本当に想像以上だったので、私も今日聞いて、改めて再認識したのですけれども、その際、他の窓口が、例えば行政ですとか、弁護士会の窓口もそうだったのですが、これが閉まっていることで裁判所に相談が集中するということがないように、是非コネクションのあるところで、弁護士会なり、そういうところが何をやっているか、全部窓口が閉じているわけではないので、是非情報収集していただいて、適宜、回していただき、窓口が必要以上にパンクしないような態勢を取っていただけたらと思っています。

#### ■委員長

ありがとうございます。

確かに、今後、同じような外出の自粛要請といったものが出たときに何を裁判所で続けていくのが良いのか考えるべきということは、認識はしているところであります。若干、言い訳的になってしまうのは、あの時点では、ちょっとしょうがなかったというところがありまして、本当に急いで検討した部分もあって御迷惑をおかけしているところもあったのかもしれないという反省点はございますので、できる限りのところはしていきたいと、今後、考えていきたいと思っています。

## ●委員

大学のほうでも、4月から学生はまだ出てこられてない状態なんですね。だから、我々教える側も業務のやり方が、がらっと変わって試行錯誤しているところで、その中でも、これまでこんなことは駄目だろうなということが、やってみると意外と良いとか、例えば、今、オンライン授業になっているのですけれども、意外とオンラインのほうが話しやすいという学生が結構たくさんいるんですよ。そちらのほうで質疑応答が弾むということも結構ありまして、やっぱり100人ぐらい相手にしているとなかなか難しいですけれども、10人以下、例えば研究室の中で10人以下でやっていると、それなりにコミュニケーションが取れますし、最近、映像もきれいですから、回線さえきちんとなっていれば、十分コミュニケーションが取れるんですね。そういうようなところから、こういう裁判所の案件なんかも、やはり人数が少なければ、調停は何人ぐらいでやられるのかよく分からないのですけれども、十分コミュニケーションを取れると思いますので、そういうところを推進していただくの良いのかなと思いました。

あともう一つは、IT化の話なのですけれども、調停とかそういう裁判そのものももちろん大事なのですけれども、職員の方が在宅勤務をするときに、やはりいろいろな性質の資料があり、セキュリティ的になかなか持出し等が難しいものもありますよね。そこをやはり解決していかないと、効率的な在宅勤務がなかなかできないのではないかと、そこはちょっと私も今、解を持っているわけではないのですけれども、そのためには、そもそも裁判所の中自体がIT化されてないといけないわけで、それがどれぐらい今されているかはちょっとよく分からないのですけれども、そういう資料を紙で持ち出すわけにはもちろんいかないと思いますので、何か電子化とかそういうことをきちんと今後に向けてされて、かつ、それを遠隔でも利用できるようにする仕組みを考えていかれると良いのかなと思いました。

## ■委員長

ありがとうございます。



遠隔で繋げられる設備というのは、大学のほうではかなり進んでいらっしゃるのでしょうか。

●委員

大学のほうは、基本的には学生などは自宅ですので、公衆回線のインターネットを使うしかないんですね。だから、そこは、ちょっと裁判所とは違うところかもしれないですね。セキュリティ的には、かなりこちらも厳しいでしょうから。なので設備そのものは、いわゆるZ o o mやW e b E xといった一般的なシステムを使えば十分100人以上でできますが、問題はその回線を持っているかどうかというところですね。

■委員長

おっしゃるとおりなのですが、裁判所では、裁判所外に持ち出せる情報がどうしても限られるといいましょうか、持ち出せないものがあったりもしますので、その点では制約があるかとは思いますが、確かに在宅勤務をどのようにしていくかは一つの課題であると思っています。有益な御助言ありがとうございます。

●委員

私の印象といたしましては、今、県のほうは、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指すというふうに言っておきまして、先程、すぐにでも再要請が出るのではないかというふうな印象を与えてしまったとしたら、それはちょっと違うということでございます。

それから、児童虐待の案件が増えるのではないかというお話がございまして、私のほうも6月時点のときにそういう御質問を実はいただいた中で、ちょっと今、手元に資料がないのでございますが、学校休業中、例えば児童相談所に対して相談件数が増えたかどうかといいますと、実際に休業だと相談件数は増えるものらしいのですけれども、夏休みと比べてそんなに極端に相談件数が増えたとか、そういうことはないということで、新しい事実がまた出てくるかもしれませんけれども、今までのところでは、コロナによる学校の休業があって、それによって児童虐待が顕著

に増えたというようなことまではなかった，という印象でございます。

#### ●委員

受付に関する事で、実は我々弁護士が相談を受けているときでも、弁護士には頼むことではないといいますか、費用の問題もありますので、ただやり方を知りたいということではいらっしゃる方は一定数いらっしゃいます。そのときにインターネット回線があって書式をダウンロードできる方には、もちろんそういうものがあってそこでダウンロードすれば郵送でできるよってことは御紹介するんですね。ただ、見ることはできるけれどもプリントアウトはできないという方も意外と多く、若くてインターネットに強くてもダウンロードやプリントアウトできないっていう方が意外と多いなというのが現場の実感です。そうすると、結局書式が必要で窓口に行きますというふうになってしまうので、なかなか書式を郵送してあげることは難しいのかもしれませんが、そこを少し窓口で迅速に受けられるようになると渋滞が避けられるのかなと思います。実際としては、裁判所のホームページはときどき見る度に充実しているのですが、書式も分かりやすく、ひな形もあるのでですけど、それを見てダウンロードまでできるほどには、まだまだなっていないので、コンビニ等でダウンロードできますよという御案内になるのか分からないのですが、一般の方々の手元に書式がもっと手に取りやすくなるよう、工夫していただけたらと思います。一つとしては、返信用封筒を送ってくれたら送りますよという方法もあるかとは思いますが、それはそれで煩雑であれば、書式だけの交付について何か窓口負担を減らす工夫を御検討いただけたらと思いました。

#### ■委員長

裁判所への接近というか、申立てをしやすくするという意味での御提案をいただき、ありがとうございます。

#### ▲オブザーバー

今のことで、申立用紙の郵送での返信は、実際に行っております。恐らく千葉に限らず、どこの裁判所でも返信用封筒に切手を貼って送っていただければ、お望み

の申立用紙と説明文をお送りしていると思います。ただ、委員の御指摘のとおり、それが大量に来ると、また窓口がひっ迫しますので、そこは兼ね合いかなと思っております。インターネットに詳しい方でも印刷ができない方が結構多いということは、こちらも耳にはしておりますので、何とかしたいと思います。

●委員

確認ですけれど、返信用封筒を送ったら書式等を郵送しますよということは、ホームページ等ではあまり公開していなくて、個別対応なさっているのが現状ということですか。

▲オブザーバー

そうです。

■委員長

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、貴重な御意見をいろいろ頂戴して、本当にありがとうございます。

今後ともできる限りのことをしてまいりたいと考えております。

- (4) 次回の開催を令和3年2月12日とし、次回のテーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。